

子育発第414号  
平成21年10月19日

保険医療機関 各位

徳島市長 原 秀 樹



乳幼児医療費助成制度の拡大実施について（依頼）

秋涼の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の保健・医療・福祉の行政の推進につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、従来から実施しております乳幼児等医療費助成制度を平成21年11月1日より平成23年3月31までの期間限定で小学3年生修了までに制度を拡大して実施することになりました。

つきましては、11月診療分から実施できるよう準備をしておりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

新たに助成対象となる7歳児から小学3年生修了までの通院・入院については、保険適用内の自己負担分から保険薬局以外の医療機関（診療科）毎に月額600円を除いた医療費を助成いたします。その他の改正内容につきましては、別紙の「徳島市乳幼児等医療費助成制度の改正内容の概要」をご参照ください。

なお、対象年齢の乳幼児等の疾病・負傷であっても、保育所・幼稚園・小学校・特殊教育諸学校等の学校管理下における災害で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付が行われる場合には、その給付が行われる限度において、乳幼児等医療費助成制度の助成は従来どおり行われませんのでご注意ください。

問い合わせ先  
徳島市子育て支援課  
手当医療係 ☎621-5194

## 徳島市乳幼児等医療費助成制度の改正内容の概要

施行期日 平成21年11月1日から実施(平成21年11月診療分から適用します。)

### 制度改正内容

	現行制度	新制度
助成対象 年齢	通院 7歳児未満 入院 7歳児未満 ※通院・入院とも、7歳に達する日の 属する月の末日まで(1日生まれの 方は前日の末日まで)の期間	通院 小学3年生修了まで 入院 小学3年生修了まで
一部自己 負担金	通院 3歳児～6歳児 1レセプト600円 入院 6歳児 1レセプト600円 ※保険薬局を除く	通院 3歳児～小学校3年生修了 1レセプト600円 入院 6歳児～小学校3年生修了 1レセプト600円 ※保険薬局を除く
入院食事 療養費	対象外	対象外
支給方式	現物給付 ※県外医療機関は償還払い	現物給付 ※県外医療機関は償還払い
受給者 証の色	若草色	桃色
受給者証	別紙(旧)見本のとおり	別紙(新)見本のとおり



